

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市過疎地域持続的発展計画の策定、一般会計補正予算について

○二本松市過疎地域持続的発展計画の策定について

問 計画期間の途中で市の施策推進のため、計画変更を行い、新たな事業に過疎対策事業債を活用できるのか。また、計画変更には、議会の議決を必要とするのか。

答 計画を変更することで、過疎対策事業債を利用した新たな事業に取り組むことが可能となる。また、計画変更にあたっては、県との協議やパブリックコメント等を実施したうえで、議会の議決を経る必要がある。

○令和3年度二本松市一般会計補正予算

問 消防施設等整備工事について、工事の具体的な内容と予算の内訳は。

答 工事の内容については現在の火の見やぐらを解体し、新たな場所へホース乾燥塔を設置するものである。また、予算の内訳については、火の見や

ぐらの解体費が93万円、ホース乾燥塔新設費が239万円、そして関連する電気設備工事費が54万1千円で、諸経費及び消費税を加えて607万2千円となる。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

一般会計補正予算等について

○二本松市営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について

問 市営住宅の老朽化に伴う廃止及び解体については、居住者の退去の時期についても計画されているのか。

答 市営住宅の長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅は順次用途廃止及び解体することとしているが、居住者は住宅困窮者であり、高齢者も多く、強制的な退去や転居が難しいケースも多々あることから、退去の時期については計画的ではなく、居住者の状況に応じて判断している。

○工事請負契約の変更について

問 工事費が増額となるが、国庫補助の補助率に変更はないのか。また、施設のオープンはいつになるのか。

答 財源となる国庫補助の補助率については内諾を得ており、当初のままで変更はない。(仮称)二本松城文化観光施設の供用開始については、令和

4年春を目指している。

○令和3年度二本松市一般会計補正予算

問 水田農業改革支援事業補助金について、49経営体を取り組み予定とのことだが、地域ごとの内訳は。

答 二本松地域20、安達地域12、岩代地域13、東和地域4である。



机上審査の様子

9月9日に付託された各議案は、9月13日に各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日28日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

文教福祉常任委員会

二本松市子どものいじめ防止条例制定について

問 二本松市いじめ問題対策委員会は、いじめ問題がおきてから会議を開くのか、いじめ防止のために日頃から会議を開いて対応方法を協議するのか。

答 年2回の会議を予定しており、いじめの重大事案の発生に関わらず、いじめの傾向や早期発見、いじめ防止に関して話し合いをしていく。重大事案が起されれば回数にとらわれることなく開催する。

問 条例にある「市民等の役割」とは、いじめを見た際に情報を入れてほしいということか。

答 二本松市の全ての皆様に、いじめに関する情報があった場合には積極的にお知らせいただきたい。



机上審査の様子

決算審査特別委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審査する常設の常任委員会のほかに、特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

9月定例会では、令和2年度各会計決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置しました。

9月16日及び17日に、全体会で机上での総括審査を行った後、分科会に分かれ質疑・討議が行われました。

